

短時間勤務を希望する者への支援 の充実について

経済危機対策(抄)

平成 21 年 4 月 10 日

「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議

第2章 具体的施策

※施策の具体的な内容は別紙 2 で記述

I. 緊急的な対策ー「底割れ」の回避

非正規労働者等に対する新たなセーフティネットの構築等の緊急雇用対策の拡充・強化を行うとともに、金融仲介機能の円滑化や企業の資金繰り対策等の金融面での対策などを講じ、経済の「底割れ」を防ぐ。

1. 雇用対策

◇非正規労働者等に対する新たなセーフティネット(就労訓練型生活支援)の構築、雇用の維持、雇用機会の創出など、緊急雇用対策の拡充・強化を行う。

＜具体的な施策＞

(1) 雇用調整助成金の拡充等

(2) 再就職支援・能力開発対策

○「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援

○職業能力開発支援の拡充・強化

○障害者の雇用対策

○ハローワーク機能の抜本的強化等

(3) 雇用創出対策

(4) 派遣労働者保護対策、内定取消し対策、外国人労働者支援等

(略)

(5) 住宅・生活支援等

I. 緊急的な対策－「底割れ」の回避

1. 雇用対策

(1) 雇用調整助成金の拡充等 (略)

(2) 再就職支援・能力開発対策

- 「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援
(略)
- 職業能力開発支援の拡充・強化
(略)
- 障害者の雇用対策
(略)
- ハローワーク機能の抜本的強化等
 - ・ハローワークの人員・組織体制の抜本的充実・強化、短時間労働者均衡待遇推進等助成金・両立支援レベルアップ助成金の充実、ジョブカフェの拡充等

(3) 雇用創出対策

(略)

(4) 派遣労働者保護対策、内定取消し対策、外国人労働者支援等

(略)

(5) 住宅・生活支援等

(略)

短時間勤務を希望する者への支援の充実

- 短時間でありながら正社員としての安定した働き方による雇用の場の確保(就職の促進)を図る。
- 医療(医師、看護師)、保育等の分野において、雇用の創出も図ることが可能。
- 子育て等の事情により、短時間でしか働けない人についての雇用の継続にも資する。

短時間労働者均衡待遇推進等助成金の拡充

現 行

短時間正社員制度を導入し、制度の利用者が出了こと。

中小企業 40万円 大企業 30万円

拡 充

短時間正社員制度について、その導入促進に加え定着を図るために、助成措置を拡充。

	1人目	2~10人目
中小企業	40万円	15万円
大企業	30万円	10万円

両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)の拡充

現 行

6か月以上継続雇用されている者が、一定の短時間勤務制度を、6か月以上利用したこと(10人目まで)。

拡 充

短時間勤務制度について、その導入と定着を図るために、助成措置を拡充。

- 新たに雇い入れた利用者も助成対象に追加
- 助成対象となる短時間勤務制度を拡大
- 期間を定めて雇用されている者にも利用させた場合、助成額を増額

短時間労働者均衡待遇推進等助成金（短時間正社員制度の導入）の拡充

短時間正社員制度について、その導入促進に加え、制度の定着を図るため、助成措置を拡充する。

現行制度：短時間労働者均衡待遇推進等助成金

支給要件

短時間正社員制度を設けた上で、最初の制度利用者が
出た場合に、助成金を支給

支給額

中小企業	40万円
大企業	30万円

拡充案

所要額 94,900千円（平成21年度予算額 15,200千円^(注)）

^(注)短時間労働者均衡待遇推進等助成金のうち、短時間正社員制度の導入に係る予算額（助成金全体の予算額は437,600千円）

支給要件

短時間正社員制度を設けた上で、実際に
制度利用者が出た場合に、制度利用者の
10人目まで助成金を支給

支給額

	1人目	2～10人目
中小企業	40万円	15万円
大企業	30万円	10万円

短時間労働者均衡待遇推進等助成金

事業主向け

○概要

パートタイマーと正社員の共通の評価・資格制度や短時間正社員制度の導入、パートタイマーの能力開発などの均衡待遇に向けた取組に努める事業主を支援する助成金です。

○申請ができる事業主

労働保険適用事業主

○支給メニューと支給額

支給対象メニュー	支 給 額	
	第1回目	第2回目(※)
① 正社員と共に待遇制度の導入	25万円	25万円
② パートタイマーの能力・職務に応じた待遇制度の導入	15万円	15万円
③ 正社員への転換制度の導入	15万円	15万円
④ 短時間正社員制度の導入	15万円	15万円
⑤ 教育訓練制度の導入	15万円	15万円
⑥ 健康診断制度の導入	15万円	15万円

※ 中小企業事業主には、第2回目の支給額を10万円増額

事業主団体向け

中小企業事業主団体が、構成事業主に対し、中小企業診断士等による個別指導等の均衡待遇に関する制度導入のための支援事業を2年間に渡り実施した場合、各年度に目標達成度合い等に応じ1,000万円を上限に助成する。

両立支援レベルアップ助成金（子育て期の短時間勤務支援コース）の拡充

子育てのための短時間勤務制度について、制度の定着を促進するため助成措置を拡充する。

現行制度

支給要件

6月以上継続雇用者が、6月以上制度を利用したこと。

- 1 子育てのための短時間勤務制度を設けた企業
(中小企業)
 - ・ 3歳から小学校就学前まで
 - ・ 小学校就学から小学校第3学年修了まで

(大企業:301人以上は行動計画策定企業に限る。)

 - ・ 小学校就学から小学校第3学年修了まで
- 2 行動計画を策定しており、短時間勤務制度に関して、社労士等の助言を受けた中小企業(3歳未満の制度は101人以上中小企業に限る。)

支給額

1 (中小企業)

- 1人目 50万円(行動計画なければ40万円)
2~10人目(1人目から5年以内) 各15万円

(大企業)

- 1人目 40万円(行動計画なければ30万円)
2~10人目(1人目から5年以内) 各10万円

2 上記1の1人目について、+30万円

※ 1企業1回限り。

拡充案

所要額 151,600千円 (平成21年度予算額 129,600千円)

- ① 新規採用者(労働契約期間の定めがないこと等を条件とする。)が利用者である場合も助成対象とする(「6月以上継続雇用者」の要件を「雇用者」に変更する)。
- ② 助成対象となる短時間勤務制度を拡大する。
※ 小学校第3学年修了までを対象とする短時間勤務制度を設けた企業のうち、
 - ・ 中小企業については、すべての場合を助成対象とし、
 - ・ 大企業については、3歳未満までの制度しか設けないものを除き、助成対象とする。
- ③ 期間を定めて雇用されている者も利用できる制度を設けて利用実績がでた場合、助成する(1企業1回限り20万円)。

両立支援レベルアップ助成金 (子育て期の短時間勤務支援コース)

- 事業主が、子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度の導入・利用促進に向けた取組を行い、利用者が生じた場合に支給。

(1) 小学校就学後、小学校3年生までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を新たに導入し、利用者が生じた場合。

最初の対象労働者が 生じた場合	中小企業	50万円[40万円]※
	大企業	40万円[30万円]※
2人目以降の対象労働者が 生じた場合 (5年間、1企業当たり延べ10人まで)	中小企業	15万円
	大企業	10万円

※[]内の金額は、常時雇用する労働者が300人以下で、一般事業主行動計画の策定・届出がない場合の金額。

(2) 中小企業が、3歳以上、小学校就学前までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を新たに導入し、利用者が生じた場合。

最初の対象労働者が生じた場合	50万円[40万円]※
2人目以降の対象労働者が生じた場合 (5年間、1企業当たり延べ10人まで)	15万円

(3) 中小企業が、小学校3年生までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度の利用促進向けたノウハウ習得を図るためにコンサルティングを受け、利用者が生じた場合。

(3歳に達するまでの子を養育する労働者が利用できる制度については、常用労働者数100人以下の企業を除く)

最初の対象労働者が生じた場合	30万円
----------------	------

○予算額等

	平成20年度 予算	平成21年度 予算
子育て期の短時間勤務支援コース	88百万円	130百万円